

中央署通信

平成27年10月2日

No. 1

「電子マネーで支払って」 それは言作集でです! そんな支払い方法は絶対にありません。

【新しい手口】

「有料動画閲覧料金の滞納があります。このまま利用料金が支払われないと裁判になります。」などと連絡してきて、支払い方法について「コンビニでマネーギフト券を買い、 そのコード番号を知らせてください。」と請求してくるものです。

【事件の概要】

長野市内の男性(30代)の携帯電話に

「有料動画閲覧の利用料金の滞納があります。当方の連絡先まで電話をください。」 というルメールがきて、電話をしたら

「このまま利用料金が支払われないと裁判になります。」

と言われ、身に覚えがなかったものの「裁判」と言われ、心配になったAさんが指定された番号に電話したところ、ギフト券を買い、そのコード番号を知らせるように言われ、コンビニで購入しようとしたが、店長さんに気づいてもらい被害を免れたもの。

【電子マネーによる被害の特徴】

- 〇 若年層の被害が多い。
- 1回の購入で複数の電子マネーを購入させる。
- O 携帯電話で通話しながら購入する。

【被害防止のポイント】

- ★ 電話での性急なお金の請求は「詐欺」と疑いましょう。
- ★ 電子マネーでの支払請求は「詐欺」です。
- ★ 送金方法が「宅配便」「レターパック」というのも詐欺です。
- **★ 一人で判断せず、お金を払う前に家族や警察に相談してください。**

長野中央署管内の特殊詐欺被害認知状況 (9月末暫定値)

○ 25件 ○被害額【約8,224万円】

